

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年2月4日提出
【計算期間】	第32特定期間(自 2021年5月7日至 2021年11月5日)
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ ３資産分散ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型		不動産投信		特殊型 ()
	内外	その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回					
大型株	年４回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年６回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他 ()	ロング・
一般	年１２回	アジア	ファンズ			ショート型／
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他 ()	アフリカ				その他 ()
クレジット		中近東 (中東)				
属性 ()		エマージング				
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券、不動産 投信)))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

有価証券報告書（内国投資信託）

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

世界主要国の公社債、わが国の株式、およびわが国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色1

世界主要国の公社債、わが国の株式、およびわが国の不動産投資信託証券への分散投資を行い、信託財産の成長をめざして運用を行います。

- 運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、各資産へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



特色2

各マザーファンドへの資金配分は、信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

＜ファンドの基本投資割合＞



- 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。



毎月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とし、分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額につきましては、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定しますが、原則として配当等収益等により安定した分配をめざします。
- 毎年3・6・9・12月の決算時に売買益(評価益を含みます)がある場合には、配当等収益に売買益(評価益を含みます)等を加えた額から分配を行うことがあります。
- 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。

※ 配当等収益等は、経費等控除後の配当等収益のほか、収益調整金および分配準備積立金の一部を含みます。

! 組入銘柄の一定部分または大部分において減配などの事象が発生し、好配当日本株マザーファンドの配当等収益が低下した場合や株式売買損が発生した場合には、分配金が少額となることや分配が行えないことがあります。

<分配のイメージ図>



- ◆ 「ボーナス分配」とは、特定月の決算時に売買益等がある場合に、毎月の配当等収益等から行う安定分配に上乗せして行う分配です。なお、売買益等がある場合でもボーナス分配を行わない場合があります。
- !** 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



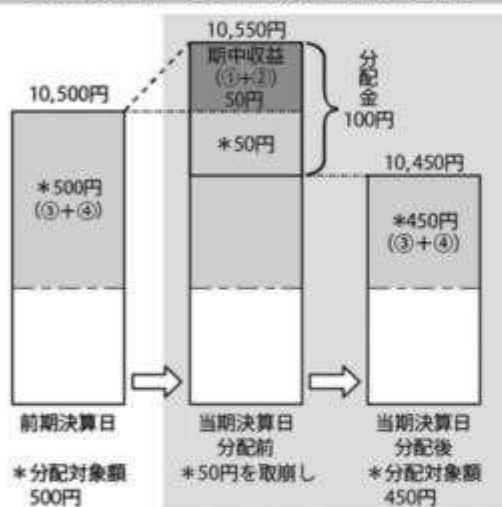
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

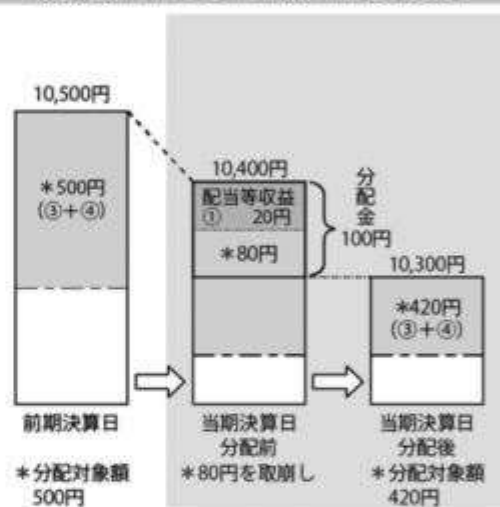
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



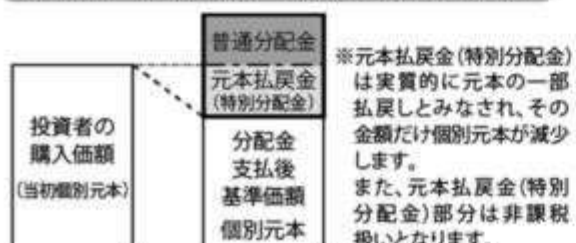
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

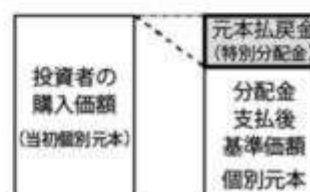
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

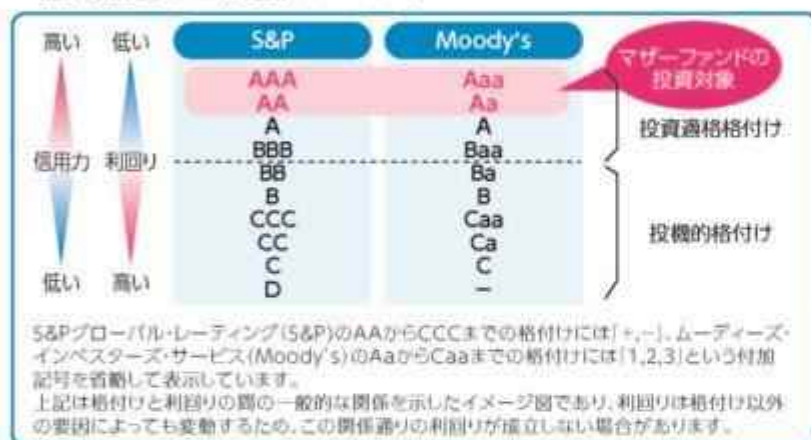
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

高金利高格付債券マザーファンドの特色

- ・ 世界主要国の公社債を主要投資対象とします。
- ・ 世界主要国のうち、信用力が高く、かつ、相対的に金利が高い国の公社債に投資することにより、利子収益の獲得をめざします。
- ・ 投資対象候補国は、OECD（経済協力開発機構）加盟国の中から、国債の信用力がダブルAマイナス格相当（自国通貨建て長期格付け）以上である国とします。
- ・ 投資対象候補国を「アメリカ大陸」、「ヨーロッパ」、「アジア・オセアニア（日本を含む）」の3地域に分け、各地域から相対的に金利が高い国を原則として複数選定します。国別資産配分は、各国の信用力、金利水準および債券市場の規模等を勘案して決定します。
- ・ 各国の国債を中心に、政府保証債、州政府債を含む地方債および各国通貨建ての国際機関債に投資します。
- ・ 組入公社債の格付けは、ダブルAマイナス格相当を下限とします。
- ・ 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ・ 公社債の組入比率は高位を基本とします。

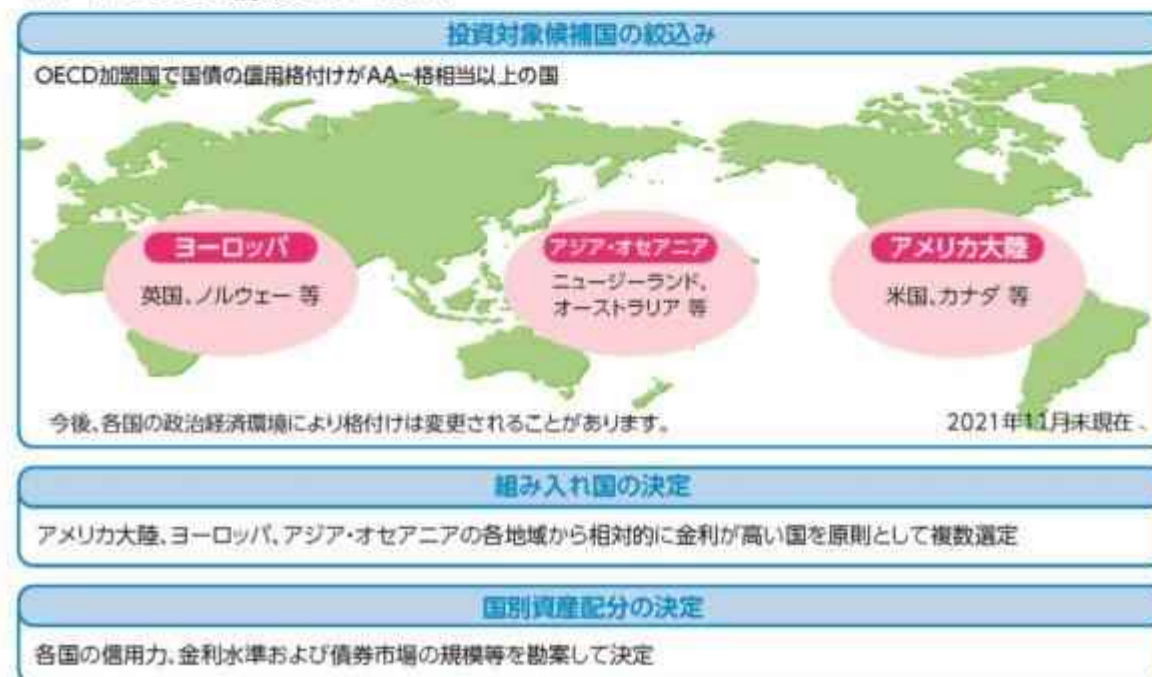
<信用格付けと利回りについて>



■ 格付けとは

債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

<ポートフォリオ構築のプロセス>



「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

好配当日本株マザーファンドの特色

- ・わが国の株式を主要投資対象とします。
- ・主として東京証券取引所第一部上場株式の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄に投資し、高水準の配当収入と中長期的な株価値上がり益の獲得をめざして運用を行います。なお、東京証券取引所第二部上場株式およびJASDAQ上場株式等に投資する場合があります。
- ※上記は2022年4月4日以降、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、以下の通り変更となります。
 - ・主としてTOPIX構成銘柄の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄に投資し、高水準の配当収入と中長期的な株価値上がり益の獲得をめざして運用を行います。なお、TOPIX構成銘柄以外の上場株式等に投資する場合があります。
- ・銘柄選定にあたっては、予想配当利回りが原則として市場平均以上の銘柄から流動性等を勘案して調査対象銘柄を選定し、その中から財務の健全性や配当の実現性等を勘案して組入候補銘柄を決定します。
- ・ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄分散を意識し、適宜組入銘柄の入替を行います。
- ・原則として株式の組入比率は高位を維持します。

＜組入銘柄選定のプロセスについて＞



※2022年4月4日以降、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、「TOPIX構成銘柄」に変更となります。

□ PBR(株価純資産倍率)とは、Price Book-value Ratioの略で、株価を1株当たり純資産で割って求められる指標です。この数値が低いほど企業の資産価値と比較して株価は割安だと評価されます。

□ PER(株価収益率)とは、Price Earnings Ratioの略で、株価を1株当たり利益で割って求められる指標です。この数値が低いほど収益性と比較して株価は割安だと評価されます。

! 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

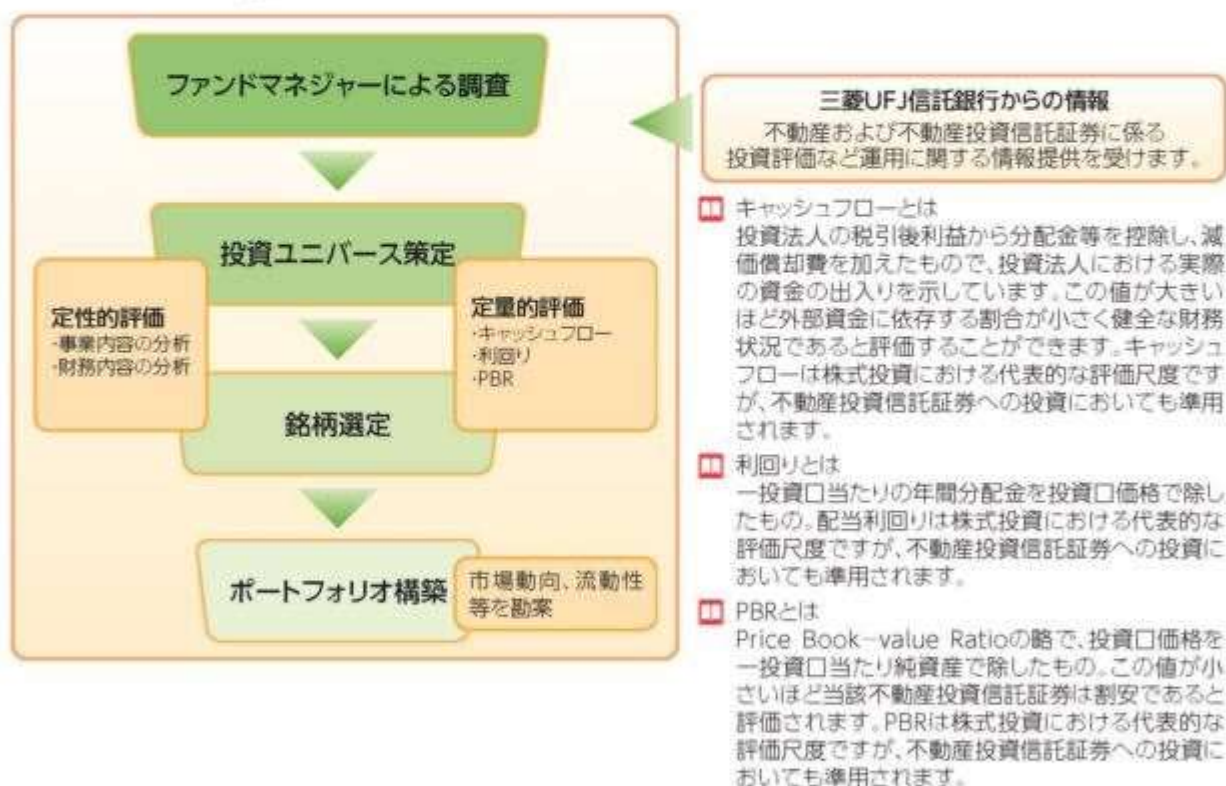
📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

リートマザーファンド2005の特色

- ・わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
- ・わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券への分散投資を行います。
- ・銘柄選定は、定性的評価・定量的評価を経て行います。定性的評価においては、事業内容および財務内容等の分析を行います。定量的評価においては、キャッシュフロー、利回り、PBR等の分析を行います。
- ・ポートフォリオの構築にあたっては、上記の銘柄評価のほか、わが国の不動産投資信託市場の動向および個別銘柄の流動性等を勘案して行います。
- ・不動産投資信託証券の組入比率は高位を基本とします。

❏ 不動産投資信託証券とは、不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT(リート:Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。リートはその日本版という意味です。

<ポートフォリオ構築のプロセス>



❗ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2005年12月9日

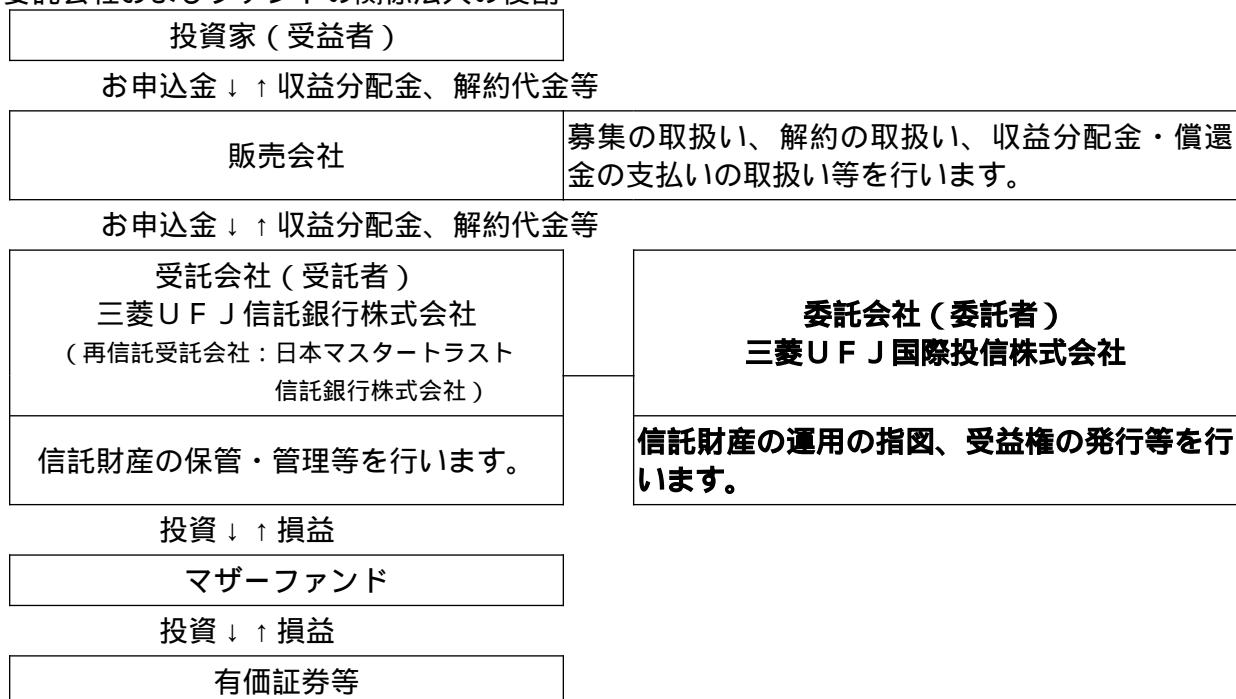
設定日、信託契約締結、運用開始

2015年8月7日
2019年8月7日

信託期間を2015年11月5日までから2020年11月5日までに変更
信託期間を2020年11月5日までから2025年11月5日までに変更

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2021年11月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

高金利高格付債券マザーファンド受益証券、好配当日本株マザーファンド受益証券およびＪリートマザーファンド２００５受益証券を主要投資対象とします。

各マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界主要国の公社債、わが国の株式、およびわが国の不動産投資信託証券への分散投資を行います。

各マザーファンド受益証券への資金配分は、信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

高金利高格付債券マザーファンド受益証券・・・60%

好配当日本株マザーファンド受益証券・・・・・・20%

Ｊリートマザーファンド２００５受益証券・・・・20%

実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された高金利高格付債券マザーファンド、好配当日本株マザーファンドおよびＪリートマザーファンド２００５（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の各受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．コマーシャル・ペーパー

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、３．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

高金利高格付債券マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

（運用方法）

投資対象

世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

世界主要国のうち、信用力が高く、かつ、相対的に金利が高い国の公社債に投資することにより、利子収益の獲得を目指します。

投資対象候補国は、ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）加盟国の中から、国債の信用力がダブルＡマイナス格相当（自国通貨建て長期格付）以上である国とします。

投資対象候補国を「アメリカ大陸」、「ヨーロッパ」、「アジア・オセアニア（日本を含む）」の３地域に分け、各地域から相対的に金利が高い国を原則として複数選定します。国別資産配分は、各国の信用力、金利水準および債券市場の規模等を勘案して決定します。

各国の国債を中心に、政府保証債、州政府債を含む地方債および各国通貨建ての国際機関債に投資します。

組入公社債の格付は、ダブルＡマイナス格相当を下限とします。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

公社債の組入比率は高位（通常の状態では信託財産の純資産総額の90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

好配当日本株マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

主として東京証券取引所第一部上場株式の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄に投資し、高水準の配当収入と中長期的な株価値上がり益の獲得をめざして運用を行います。なお、東京証券取引所第二部上場株式およびＪＡＳＤＡＱ上場株式等に投資する場合があります。

銘柄選定にあたっては、予想配当利回りが原則として市場平均以上の銘柄から流動性等を勘案して調査対象銘柄を選定し、その中から財務の健全性や配当の実現性等を勘案して組入候補銘柄を決定します。

ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄分散を意識し、適宜組入銘柄の入替えを行います。

原則として株式の組入比率は高位を維持します。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市場動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の

５％以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の１０％以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

上記は2022年４月４日以降、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、以下の通り変更となります。

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

主としてＴＯＰＩＸ構成銘柄の中から、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄に投資し、高水準の配当収入と中長期的な株価値上がり益の獲得をめざして運用を行います。なお、ＴＯＰＩＸ構成銘柄以外の上場株式等に投資する場合があります。

銘柄選定にあたっては、予想配当利回りが原則として市場平均以上の銘柄から流動性等を勘案して調査対象銘柄を選定し、その中から財務の健全性や配当の実現性等を勘案して組入候補銘柄を決定します。

ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄分散を意識し、適宜組入銘柄の入替えを行います。

原則として株式の組入比率は高位を維持します。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産の総額の５０％以下とします。

なお、市場動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の２０％以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の１０％以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の１０％以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

Ｊリートマザーファンド２００５

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第１６項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券もしくは新投資口予約権証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券への分散投資を行います。

銘柄選定は、定性的評価・定量的評価を経て行います。定性的評価においては、事業内容およ

び財務内容等の分析を行います。定量的評価においては、キャッシュフロー、利回り、P B R等の分析を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、に掲げた銘柄評価の他、わが国の不動産投資信託市場の動向および個別銘柄の流動性等を勘案して行います。

不動産投資信託証券の組入比率は高位（通常の状態では信託財産の純資産総額の90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

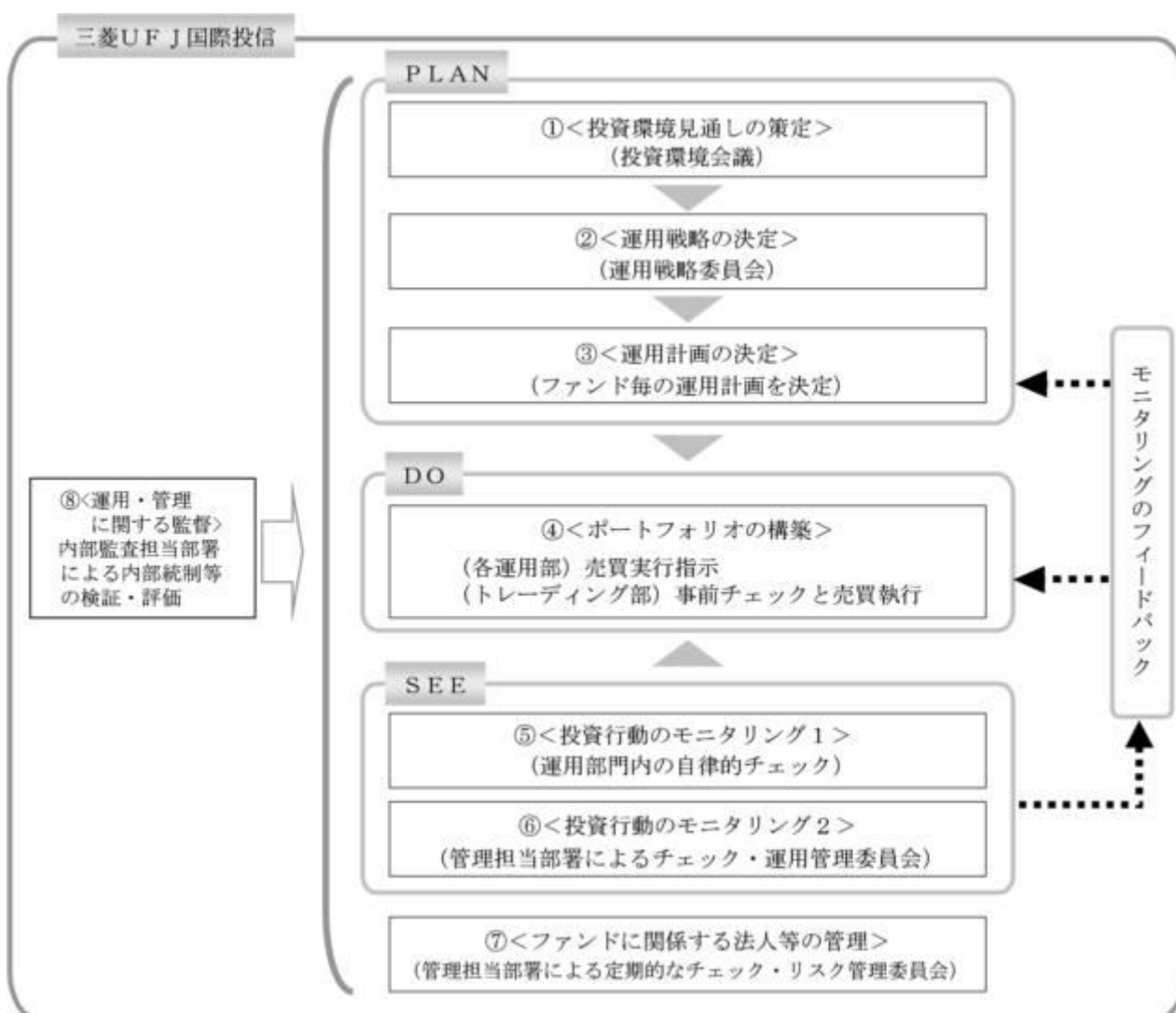
投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への投資は行いません。

（３）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング 2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定しますが、原則として配当等収益等により安定した分配を目指します。ただし、毎年３月・６月・９月・１２月の決算時に売買益（評価益を含みます。）がある場合には、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行うことがあります。なお、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

- a．委託会社は、親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への投資は行いません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

外国為替予約取引

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資

信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

公社債の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b．a．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c．収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、また、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 2.75%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- ・ 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.21%（税抜1.1%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・ 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・ 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.54%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.06%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

ファンドは実質的に上場投資信託（リート）を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

（４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回って

いる場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年11月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ ３資産分散ファンド（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,676,242,750	99.81
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	6,992,597	0.19
純資産総額		3,683,235,347	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年11月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託受益証券	高金利高格付債券マザーファンド	1,301,430,889	1.7561	2,285,442,785	1.7147	2,231,563,545	60.59
日本	親投資信託受益証券	Jリートマザーファンド2005	246,352,904	3.0761	757,806,168	2.9463	725,829,561	19.71
日本	親投資信託受益証券	好配当日本株マザーファンド	382,733,279	1.9932	762,863,972	1.8782	718,849,644	19.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年11月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.81

合計	99.81
----	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年11月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第70計算期間末日（平成23年12月 5日）	13,324,990,273	13,358,608,828	5,945	5,960
第71計算期間末日（平成24年 1月 5日）	12,761,493,651	12,794,211,936	5,851	5,866
第72計算期間末日（平成24年 2月 6日）	12,664,336,885	12,695,950,833	6,009	6,024
第73計算期間末日（平成24年 3月 5日）	13,156,653,775	13,187,339,789	6,431	6,446
第74計算期間末日（平成24年 4月 5日）	12,816,485,167	12,846,270,263	6,454	6,469
第75計算期間末日（平成24年 5月 7日）	12,318,889,178	12,348,241,412	6,295	6,310
第76計算期間末日（平成24年 6月 5日）	11,534,406,557	11,563,175,171	6,014	6,029
第77計算期間末日（平成24年 7月 5日）	11,962,495,509	11,990,825,013	6,334	6,349
第78計算期間末日（平成24年 8月 6日）	11,651,853,614	11,679,719,742	6,272	6,287
第79計算期間末日（平成24年 9月 5日）	11,343,813,337	11,371,150,027	6,224	6,239
第80計算期間末日（平成24年10月 5日）	11,442,389,892	11,469,150,366	6,414	6,429
第81計算期間末日（平成24年11月 5日）	11,449,338,386	11,475,569,523	6,547	6,562
第82計算期間末日（平成24年12月 5日）	11,502,919,791	11,528,573,303	6,726	6,741
第83計算期間末日（平成25年 1月 7日）	12,116,344,427	12,141,394,072	7,255	7,270
第84計算期間末日（平成25年 2月 5日）	12,570,060,934	12,594,563,037	7,695	7,710
第85計算期間末日（平成25年 3月 5日）	12,657,163,679	12,681,142,984	7,918	7,933
第86計算期間末日（平成25年 4月 5日）	13,031,748,060	13,054,521,301	8,584	8,599
第87計算期間末日（平成25年 5月 7日）	12,762,997,722	12,784,807,864	8,778	8,793
第88計算期間末日（平成25年 6月 5日）	11,530,495,731	11,551,513,763	8,229	8,244
第89計算期間末日（平成25年 7月 5日）	11,262,162,808	11,282,758,695	8,202	8,217
第90計算期間末日（平成25年 8月 5日）	10,902,075,535	10,922,205,070	8,124	8,139
第91計算期間末日（平成25年 9月 5日）	10,589,660,528	10,609,511,397	8,002	8,017
第92計算期間末日（平成25年10月 7日）	10,299,972,441	10,318,962,377	8,136	8,151

第93計算期間末日	(平成25年11月 5日)	10,325,581,150	10,344,261,266	8,291	8,306
第94計算期間末日	(平成25年12月 5日)	10,090,724,585	10,108,799,328	8,374	8,389
第95計算期間末日	(平成26年 1月 6日)	9,841,511,200	9,858,611,969	8,633	8,648
第96計算期間末日	(平成26年 2月 5日)	9,312,012,842	9,328,878,316	8,282	8,297
第97計算期間末日	(平成26年 3月 5日)	9,448,362,483	9,465,040,941	8,498	8,513
第98計算期間末日	(平成26年 4月 7日)	9,376,120,990	9,392,504,322	8,584	8,599
第99計算期間末日	(平成26年 5月 7日)	9,269,483,756	9,285,722,408	8,562	8,577
第100計算期間末日	(平成26年 6月 5日)	9,307,131,578	9,323,175,710	8,701	8,716
第101計算期間末日	(平成26年 7月 7日)	9,317,783,029	9,333,574,259	8,851	8,866
第102計算期間末日	(平成26年 8月 5日)	9,212,498,170	9,228,096,914	8,859	8,874
第103計算期間末日	(平成26年 9月 5日)	9,154,830,017	9,170,052,627	9,021	9,036
第104計算期間末日	(平成26年10月 6日)	8,974,539,165	8,989,398,316	9,060	9,075
第105計算期間末日	(平成26年11月 5日)	9,202,280,635	9,216,956,568	9,405	9,420
第106計算期間末日	(平成26年12月 5日)	9,350,750,417	9,364,897,021	9,915	9,930
第107計算期間末日	(平成27年 1月 5日)	9,165,023,752	9,178,981,341	9,850	9,865
第108計算期間末日	(平成27年 2月 5日)	8,850,795,203	8,864,586,912	9,626	9,641
第109計算期間末日	(平成27年 3月 5日)	8,933,090,938	8,946,679,754	9,861	9,876
第110計算期間末日	(平成27年 4月 6日)	8,694,056,402	8,707,273,624	9,867	9,882
第111計算期間末日	(平成27年 5月 7日)	8,527,994,301	8,540,924,969	9,893	9,908
第112計算期間末日	(平成27年 6月 5日)	8,469,733,711	8,482,324,966	10,090	10,105
第113計算期間末日	(平成27年 7月 6日)	8,076,596,591	8,089,015,420	9,755	9,770
第114計算期間末日	(平成27年 8月 5日)	8,103,507,676	8,115,784,719	9,901	9,916
第115計算期間末日	(平成27年 9月 7日)	7,274,659,128	7,286,741,291	9,031	9,046
第116計算期間末日	(平成27年10月 5日)	7,379,106,741	7,390,981,667	9,321	9,336
第117計算期間末日	(平成27年11月 5日)	7,246,543,580	7,257,987,998	9,498	9,513
第118計算期間末日	(平成27年12月 7日)	7,175,939,910	7,187,094,680	9,650	9,665
第119計算期間末日	(平成28年 1月 5日)	6,822,418,020	6,833,439,434	9,285	9,300
第120計算期間末日	(平成28年 2月 5日)	6,714,702,348	6,725,607,923	9,236	9,251
第121計算期間末日	(平成28年 3月 7日)	6,556,664,118	6,567,365,040	9,191	9,206
第122計算期間末日	(平成28年 4月 5日)	6,344,839,764	6,355,328,228	9,074	9,089
第123計算期間末日	(平成28年 5月 6日)	6,185,622,059	6,196,022,399	8,921	8,936
第124計算期間末日	(平成28年 6月 6日)	6,129,303,727	6,139,630,453	8,903	8,918
第125計算期間末日	(平成28年 7月 5日)	5,837,797,434	5,847,991,662	8,590	8,605
第126計算期間末日	(平成28年 8月 5日)	5,728,881,904	5,738,981,408	8,509	8,524
第127計算期間末日	(平成28年 9月 5日)	5,818,610,633	5,828,593,528	8,743	8,758
第128計算期間末日	(平成28年10月 5日)	5,655,354,687	5,665,230,726	8,590	8,605
第129計算期間末日	(平成28年11月 7日)	5,525,829,269	5,535,511,319	8,561	8,576
第130計算期間末日	(平成28年12月 5日)	5,735,798,730	5,745,370,303	8,989	9,004
第131計算期間末日	(平成29年 1月 5日)	5,773,900,753	5,783,271,957	9,242	9,257
第132計算期間末日	(平成29年 2月 6日)	5,584,936,051	5,594,150,423	9,092	9,107
第133計算期間末日	(平成29年 3月 6日)	5,533,321,394	5,542,441,905	9,100	9,115
第134計算期間末日	(平成29年 4月 5日)	5,303,913,775	5,312,881,346	8,872	8,887

第135計算期間末日	(平成29年 5月 8日)	5,320,630,626	5,329,480,805	9,018	9,033
第136計算期間末日	(平成29年 6月 5日)	5,237,113,651	5,245,820,632	9,022	9,037
第137計算期間末日	(平成29年 7月 5日)	5,248,256,756	5,256,880,703	9,129	9,144
第138計算期間末日	(平成29年 8月 7日)	5,202,396,222	5,210,896,403	9,181	9,196
第139計算期間末日	(平成29年 9月 5日)	5,058,475,833	5,066,852,025	9,059	9,074
第140計算期間末日	(平成29年10月 5日)	5,088,835,326	5,097,101,769	9,234	9,249
第141計算期間末日	(平成29年11月 6日)	5,011,416,011	5,019,487,454	9,313	9,328
第142計算期間末日	(平成29年12月 5日)	4,918,569,830	4,926,513,795	9,287	9,302
第143計算期間末日	(平成30年 1月 5日)	4,985,605,272	4,993,442,595	9,542	9,557
第144計算期間末日	(平成30年 2月 5日)	4,908,447,528	4,916,257,347	9,427	9,442
第145計算期間末日	(平成30年 3月 5日)	4,624,478,512	4,632,249,811	8,926	8,941
第146計算期間末日	(平成30年 4月 5日)	4,669,863,221	4,677,566,730	9,093	9,108
第147計算期間末日	(平成30年 5月 7日)	4,671,220,716	4,678,886,177	9,141	9,156
第148計算期間末日	(平成30年 6月 5日)	4,640,782,296	4,648,347,624	9,201	9,216
第149計算期間末日	(平成30年 7月 5日)	4,527,280,437	4,534,776,925	9,059	9,074
第150計算期間末日	(平成30年 8月 6日)	4,548,094,146	4,555,566,303	9,130	9,145
第151計算期間末日	(平成30年 9月 5日)	4,478,124,721	4,485,553,887	9,042	9,057
第152計算期間末日	(平成30年10月 5日)	4,530,709,940	4,538,092,801	9,205	9,220
第153計算期間末日	(平成30年11月 5日)	4,430,626,422	4,437,988,701	9,027	9,042
第154計算期間末日	(平成30年12月 5日)	4,426,482,762	4,433,786,273	9,091	9,106
第155計算期間末日	(平成31年 1月 7日)	4,239,881,484	4,247,167,608	8,729	8,744
第156計算期間末日	(平成31年 2月 5日)	4,355,631,167	4,362,881,638	9,011	9,026
第157計算期間末日	(平成31年 3月 5日)	4,371,407,574	4,378,613,747	9,099	9,114
第158計算期間末日	(平成31年 4月 5日)	4,390,360,212	4,397,530,673	9,184	9,199
第159計算期間末日	(令和 1年 5月 7日)	4,298,883,885	4,306,014,019	9,044	9,059
第160計算期間末日	(令和 1年 6月 5日)	4,206,017,393	4,213,098,353	8,910	8,925
第161計算期間末日	(令和 1年 7月 5日)	4,190,782,045	4,197,658,594	9,141	9,156
第162計算期間末日	(令和 1年 8月 5日)	4,062,631,679	4,069,476,884	8,903	8,918
第163計算期間末日	(令和 1年 9月 5日)	4,121,515,047	4,128,350,353	9,045	9,060
第164計算期間末日	(令和 1年10月 7日)	4,164,818,376	4,171,632,314	9,168	9,183
第165計算期間末日	(令和 1年11月 5日)	4,249,485,795	4,256,261,518	9,407	9,422
第166計算期間末日	(令和 1年12月 5日)	4,221,716,394	4,228,455,603	9,397	9,412
第167計算期間末日	(令和 2年 1月 6日)	4,180,942,855	4,187,629,462	9,379	9,394
第168計算期間末日	(令和 2年 2月 5日)	4,186,462,581	4,193,130,163	9,418	9,433
第169計算期間末日	(令和 2年 3月 5日)	4,015,050,584	4,021,677,602	9,088	9,103
第170計算期間末日	(令和 2年 4月 6日)	3,573,463,502	3,580,081,260	8,100	8,115
第171計算期間末日	(令和 2年 5月 7日)	3,668,667,025	3,675,284,076	8,316	8,331
第172計算期間末日	(令和 2年 6月 5日)	3,957,257,946	3,963,847,086	9,009	9,024
第173計算期間末日	(令和 2年 7月 6日)	3,898,383,354	3,904,969,394	8,879	8,894
第174計算期間末日	(令和 2年 8月 5日)	3,914,341,569	3,920,900,863	8,951	8,966
第175計算期間末日	(令和 2年 9月 7日)	3,942,598,016	3,949,114,462	9,075	9,090
第176計算期間末日	(令和 2年10月 5日)	3,884,166,159	3,890,633,650	9,009	9,024

第177計算期間末日	(令和 2年11月 5日)	3,816,430,757	3,822,871,846	8,888	8,903
第178計算期間末日	(令和 2年12月 7日)	3,859,257,221	3,865,652,236	9,052	9,067
第179計算期間末日	(令和 3年 1月 5日)	3,891,268,540	3,897,607,045	9,209	9,224
第180計算期間末日	(令和 3年 2月 5日)	3,888,984,607	3,895,199,168	9,387	9,402
第181計算期間末日	(令和 3年 3月 5日)	3,887,278,100	3,893,433,420	9,473	9,488
第182計算期間末日	(令和 3年 4月 5日)	3,989,954,915	3,996,059,611	9,804	9,819
第183計算期間末日	(令和 3年 5月 6日)	3,949,840,844	3,955,867,029	9,832	9,847
第184計算期間末日	(令和 3年 6月 7日)	3,978,512,655	3,984,496,217	9,974	9,989
第185計算期間末日	(令和 3年 7月 5日)	3,971,112,157	3,977,075,738	9,988	10,003
第186計算期間末日	(令和 3年 8月 5日)	3,912,628,021	3,918,553,899	9,904	9,919
第187計算期間末日	(令和 3年 9月 6日)	3,903,435,674	3,909,317,515	9,955	9,970
第188計算期間末日	(令和 3年10月 5日)	3,775,073,949	3,780,911,548	9,700	9,715
第189計算期間末日	(令和 3年11月 5日)	3,831,812,913	3,837,607,943	9,918	9,933
	令和 2年11月末日	3,856,355,355	—	9,027	—
	12月末日	3,920,449,724	—	9,244	—
	令和 3年 1月末日	3,867,815,015	—	9,318	—
	2月末日	3,882,083,014	—	9,437	—
	3月末日	3,989,684,225	—	9,779	—
	4月末日	3,945,105,564	—	9,820	—
	5月末日	3,955,159,757	—	9,901	—
	6月末日	3,943,658,667	—	9,919	—
	7月末日	3,906,496,484	—	9,880	—
	8月末日	3,873,503,515	—	9,853	—
	9月末日	3,812,884,926	—	9,790	—
	10月末日	3,863,936,629	—	10,002	—
	11月末日	3,683,235,347	—	9,573	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第70計算期間	15円
第71計算期間	15円
第72計算期間	15円
第73計算期間	15円
第74計算期間	15円
第75計算期間	15円
第76計算期間	15円
第77計算期間	15円
第78計算期間	15円
第79計算期間	15円
第80計算期間	15円

第81計算期間	15円
第82計算期間	15円
第83計算期間	15円
第84計算期間	15円
第85計算期間	15円
第86計算期間	15円
第87計算期間	15円
第88計算期間	15円
第89計算期間	15円
第90計算期間	15円
第91計算期間	15円
第92計算期間	15円
第93計算期間	15円
第94計算期間	15円
第95計算期間	15円
第96計算期間	15円
第97計算期間	15円
第98計算期間	15円
第99計算期間	15円
第100計算期間	15円
第101計算期間	15円
第102計算期間	15円
第103計算期間	15円
第104計算期間	15円
第105計算期間	15円
第106計算期間	15円
第107計算期間	15円
第108計算期間	15円
第109計算期間	15円
第110計算期間	15円
第111計算期間	15円
第112計算期間	15円
第113計算期間	15円
第114計算期間	15円
第115計算期間	15円
第116計算期間	15円
第117計算期間	15円
第118計算期間	15円
第119計算期間	15円
第120計算期間	15円
第121計算期間	15円
第122計算期間	15円

第123計算期間	15円
第124計算期間	15円
第125計算期間	15円
第126計算期間	15円
第127計算期間	15円
第128計算期間	15円
第129計算期間	15円
第130計算期間	15円
第131計算期間	15円
第132計算期間	15円
第133計算期間	15円
第134計算期間	15円
第135計算期間	15円
第136計算期間	15円
第137計算期間	15円
第138計算期間	15円
第139計算期間	15円
第140計算期間	15円
第141計算期間	15円
第142計算期間	15円
第143計算期間	15円
第144計算期間	15円
第145計算期間	15円
第146計算期間	15円
第147計算期間	15円
第148計算期間	15円
第149計算期間	15円
第150計算期間	15円
第151計算期間	15円
第152計算期間	15円
第153計算期間	15円
第154計算期間	15円
第155計算期間	15円
第156計算期間	15円
第157計算期間	15円
第158計算期間	15円
第159計算期間	15円
第160計算期間	15円
第161計算期間	15円
第162計算期間	15円
第163計算期間	15円
第164計算期間	15円

第165計算期間	15円
第166計算期間	15円
第167計算期間	15円
第168計算期間	15円
第169計算期間	15円
第170計算期間	15円
第171計算期間	15円
第172計算期間	15円
第173計算期間	15円
第174計算期間	15円
第175計算期間	15円
第176計算期間	15円
第177計算期間	15円
第178計算期間	15円
第179計算期間	15円
第180計算期間	15円
第181計算期間	15円
第182計算期間	15円
第183計算期間	15円
第184計算期間	15円
第185計算期間	15円
第186計算期間	15円
第187計算期間	15円
第188計算期間	15円
第189計算期間	15円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第70計算期間	1.55
第71計算期間	1.32
第72計算期間	2.95
第73計算期間	7.27
第74計算期間	0.59
第75計算期間	2.23
第76計算期間	4.22
第77計算期間	5.57
第78計算期間	0.74
第79計算期間	0.52
第80計算期間	3.29
第81計算期間	2.30

第82計算期間	2.96
第83計算期間	8.08
第84計算期間	6.27
第85計算期間	3.09
第86計算期間	8.60
第87計算期間	2.43
第88計算期間	6.08
第89計算期間	0.14
第90計算期間	0.76
第91計算期間	1.31
第92計算期間	1.86
第93計算期間	2.08
第94計算期間	1.18
第95計算期間	3.27
第96計算期間	3.89
第97計算期間	2.78
第98計算期間	1.18
第99計算期間	0.08
第100計算期間	1.79
第101計算期間	1.89
第102計算期間	0.25
第103計算期間	1.99
第104計算期間	0.59
第105計算期間	3.97
第106計算期間	5.58
第107計算期間	0.50
第108計算期間	2.12
第109計算期間	2.59
第110計算期間	0.21
第111計算期間	0.41
第112計算期間	2.14
第113計算期間	3.17
第114計算期間	1.65
第115計算期間	8.63
第116計算期間	3.37
第117計算期間	2.05
第118計算期間	1.75
第119計算期間	3.62
第120計算期間	0.36
第121計算期間	0.32
第122計算期間	1.10
第123計算期間	1.52

第124計算期間	0.03
第125計算期間	3.34
第126計算期間	0.76
第127計算期間	2.92
第128計算期間	1.57
第129計算期間	0.16
第130計算期間	5.17
第131計算期間	2.98
第132計算期間	1.46
第133計算期間	0.25
第134計算期間	2.34
第135計算期間	1.81
第136計算期間	0.21
第137計算期間	1.35
第138計算期間	0.73
第139計算期間	1.16
第140計算期間	2.09
第141計算期間	1.01
第142計算期間	0.11
第143計算期間	2.90
第144計算期間	1.04
第145計算期間	5.15
第146計算期間	2.03
第147計算期間	0.69
第148計算期間	0.82
第149計算期間	1.38
第150計算期間	0.94
第151計算期間	0.79
第152計算期間	1.96
第153計算期間	1.77
第154計算期間	0.87
第155計算期間	3.81
第156計算期間	3.40
第157計算期間	1.14
第158計算期間	1.09
第159計算期間	1.36
第160計算期間	1.31
第161計算期間	2.76
第162計算期間	2.43
第163計算期間	1.76
第164計算期間	1.52
第165計算期間	2.77

第166計算期間	0.05
第167計算期間	0.03
第168計算期間	0.57
第169計算期間	3.34
第170計算期間	10.70
第171計算期間	2.85
第172計算期間	8.51
第173計算期間	1.27
第174計算期間	0.97
第175計算期間	1.55
第176計算期間	0.56
第177計算期間	1.17
第178計算期間	2.01
第179計算期間	1.90
第180計算期間	2.09
第181計算期間	1.07
第182計算期間	3.65
第183計算期間	0.43
第184計算期間	1.59
第185計算期間	0.29
第186計算期間	0.69
第187計算期間	0.66
第188計算期間	2.41
第189計算期間	2.40

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第70計算期間	13,375,301	644,082,547	22,412,370,436
第71計算期間	13,580,461	613,760,670	21,812,190,227
第72計算期間	13,463,721	749,688,449	21,075,965,499
第73計算期間	12,413,387	631,036,005	20,457,342,881
第74計算期間	13,416,280	614,028,396	19,856,730,765
第75計算期間	10,964,881	299,538,987	19,568,156,659
第76計算期間	11,168,278	400,248,408	19,179,076,529
第77計算期間	11,594,829	304,334,785	18,886,336,573
第78計算期間	10,929,409	319,847,103	18,577,418,879
第79計算期間	10,978,961	363,937,811	18,224,460,029
第80計算期間	10,981,325	395,125,138	17,840,316,216
第81計算期間	10,520,614	363,412,056	17,487,424,774

第82計算期間	10,194,791	395,277,908	17,102,341,657
第83計算期間	9,769,977	412,348,007	16,699,763,627
第84計算期間	9,659,708	374,687,658	16,334,735,677
第85計算期間	8,392,986	356,925,234	15,986,203,429
第86計算期間	17,602,957	821,645,469	15,182,160,917
第87計算期間	10,770,708	652,836,337	14,540,095,288
第88計算期間	6,521,401	534,595,049	14,012,021,640
第89計算期間	5,296,299	286,726,159	13,730,591,780
第90計算期間	5,129,062	316,030,667	13,419,690,175
第91計算期間	5,056,086	190,833,391	13,233,912,870
第92計算期間	5,146,045	579,101,171	12,659,957,744
第93計算期間	11,055,822	217,602,348	12,453,411,218
第94計算期間	4,722,026	408,304,122	12,049,829,122
第95計算期間	5,608,302	654,924,725	11,400,512,699
第96計算期間	4,712,760	161,575,818	11,243,649,641
第97計算期間	3,682,759	128,359,872	11,118,972,528
第98計算期間	3,450,389	200,201,459	10,922,221,458
第99計算期間	3,345,193	99,798,313	10,825,768,338
第100計算期間	3,351,967	133,032,203	10,696,088,102
第101計算期間	4,341,106	172,942,473	10,527,486,735
第102計算期間	3,174,299	131,498,175	10,399,162,859
第103計算期間	3,131,137	253,886,762	10,148,407,234
第104計算期間	3,495,917	245,802,050	9,906,101,101
第105計算期間	2,870,365	125,015,603	9,783,955,863
第106計算期間	2,717,382	355,603,356	9,431,069,889
第107計算期間	2,613,372	128,623,366	9,305,059,895
第108計算期間	2,633,305	113,220,370	9,194,472,830
第109計算期間	2,531,108	137,792,694	9,059,211,244
第110計算期間	2,412,347	250,141,615	8,811,481,976
第111計算期間	2,340,705	193,377,102	8,620,445,579
第112計算期間	2,249,016	228,524,514	8,394,170,081
第113計算期間	2,273,629	117,223,715	8,279,219,995
第114計算期間	7,188,077	101,712,095	8,184,695,977
第115計算期間	2,153,624	132,073,648	8,054,775,953
第116計算期間	2,325,116	140,483,257	7,916,617,812
第117計算期間	4,238,820	291,244,103	7,629,612,529
第118計算期間	2,158,480	195,257,393	7,436,513,616
第119計算期間	2,074,474	90,978,584	7,347,609,506
第120計算期間	2,138,582	79,364,503	7,270,383,585
第121計算期間	2,126,349	138,561,849	7,133,948,085
第122計算期間	2,133,119	143,771,263	6,992,309,941
第123計算期間	2,129,356	60,879,195	6,933,560,102

第124計算期間	2,144,615	51,220,285	6,884,484,432
第125計算期間	2,160,416	90,492,251	6,796,152,597
第126計算期間	2,727,368	65,877,189	6,733,002,776
第127計算期間	2,174,624	79,913,798	6,655,263,602
第128計算期間	2,113,534	73,350,829	6,584,026,307
第129計算期間	2,147,053	131,473,163	6,454,700,197
第130計算期間	2,106,167	75,757,226	6,381,049,138
第131計算期間	1,970,216	135,549,954	6,247,469,400
第132計算期間	1,930,807	106,485,338	6,142,914,869
第133計算期間	2,103,694	64,677,584	6,080,340,979
第134計算期間	4,124,217	106,084,450	5,978,380,746
第135計算期間	1,912,840	80,174,110	5,900,119,476
第136計算期間	1,875,367	97,340,688	5,804,654,155
第137計算期間	1,852,947	57,208,979	5,749,298,123
第138計算期間	1,821,797	84,331,925	5,666,787,995
第139計算期間	1,750,003	84,409,332	5,584,128,666
第140計算期間	1,763,579	74,930,179	5,510,962,066
第141計算期間	1,705,206	131,705,269	5,380,962,003
第142計算期間	1,631,741	86,617,014	5,295,976,730
第143計算期間	2,165,306	73,259,481	5,224,882,555
第144計算期間	10,794,181	29,130,486	5,206,546,250
第145計算期間	1,570,758	27,250,369	5,180,866,639
第146計算期間	1,659,729	46,853,674	5,135,672,694
第147計算期間	1,637,156	27,002,052	5,110,307,798
第148計算期間	1,628,888	68,384,436	5,043,552,250
第149計算期間	4,271,672	50,165,177	4,997,658,745
第150計算期間	1,646,667	17,867,364	4,981,438,048
第151計算期間	1,590,849	30,250,931	4,952,777,966
第152計算期間	1,713,963	32,583,941	4,921,907,988
第153計算期間	1,574,164	15,296,126	4,908,186,026
第154計算期間	1,620,538	40,799,024	4,869,007,540
第155計算期間	1,586,965	13,178,149	4,857,416,356
第156計算期間	1,647,606	25,416,493	4,833,647,469
第157計算期間	1,582,877	31,114,580	4,804,115,766
第158計算期間	1,559,980	25,367,840	4,780,307,906
第159計算期間	1,543,281	28,428,199	4,753,422,988
第160計算期間	1,576,772	34,359,294	4,720,640,466
第161計算期間	1,546,025	137,819,906	4,584,366,585
第162計算期間	1,500,539	22,396,568	4,563,470,556
第163計算期間	1,583,120	8,182,580	4,556,871,096
第164計算期間	1,539,886	15,785,150	4,542,625,832
第165計算期間	1,500,777	26,977,432	4,517,149,177

第166計算期間	1,447,067	25,789,865	4,492,806,379
第167計算期間	1,450,397	36,518,147	4,457,738,629
第168計算期間	1,971,954	14,655,320	4,445,055,263
第169計算期間	1,459,518	28,502,441	4,418,012,340
第170計算期間	1,620,029	7,793,227	4,411,839,142
第171計算期間	1,686,999	2,158,321	4,411,367,820
第172計算期間	1,730,238	20,337,909	4,392,760,149
第173計算期間	2,089,324	4,155,979	4,390,693,494
第174計算期間	1,591,015	19,421,447	4,372,863,062
第175計算期間	1,540,882	30,106,212	4,344,297,732
第176計算期間	1,499,235	34,135,662	4,311,661,305
第177計算期間	1,550,339	19,152,177	4,294,059,467
第178計算期間	1,544,841	32,260,827	4,263,343,481
第179計算期間	1,553,849	39,227,236	4,225,670,094
第180計算期間	1,477,554	84,106,947	4,143,040,701
第181計算期間	1,436,046	40,929,481	4,103,547,266
第182計算期間	1,419,953	35,169,535	4,069,797,684
第183計算期間	1,377,544	53,718,111	4,017,457,117
第184計算期間	1,482,277	29,897,956	3,989,041,438
第185計算期間	1,361,129	14,681,671	3,975,720,896
第186計算期間	1,357,802	26,492,967	3,950,585,731
第187計算期間	1,595,194	30,953,365	3,921,227,560
第188計算期間	1,536,897	31,031,472	3,891,732,985
第189計算期間	1,386,676	29,766,009	3,863,353,652

（参考）

高金利高格付債券マザーファンド

投資状況

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	ノルウェー	416,106,863	18.65
	ニュージーランド	413,809,099	18.54
	カナダ	380,206,133	17.04
	オーストラリア	316,760,059	14.19
	イギリス	295,593,622	13.25
	アメリカ	280,240,704	12.56
	小計	2,102,716,480	94.23
特殊債券	オーストラリア	43,975,437	1.97

コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	84,856,044	3.80
純資産総額		2,231,547,961	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年11月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
イギリス	国債証券	4.25 GILT 461207	720,000	25,223.22	181,607,194	25,982.16	187,071,560	4.250000	2046/12/7	8.38
ニュージーランド	国債証券	2.75 NZ GOVT 250415	1,800,000	7,894.27	142,097,022	7,926.65	142,679,772	2.750000	2025/4/15	6.39
ノルウェー	国債証券	2 NORWE GOVT 230524	8,700,000	1,277.70	111,160,617	1,277.58	111,149,504	2.000000	2023/5/24	4.98
ノルウェー	国債証券	2 NORWE GOVT 280426	7,500,000	1,299.29	97,447,243	1,297.19	97,289,303	2.000000	2028/4/26	4.36
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 240215	610,000	11,954.29	72,921,192	11,919.62	72,709,740	2.750000	2024/2/15	3.26
カナダ	国債証券	4 CAN GOVT 410601	600,000	11,909.27	71,455,647	11,990.42	71,942,578	4.000000	2041/6/1	3.22
カナダ	国債証券	0.25 CAN GOVT 260301	800,000	8,521.50	68,172,003	8,520.28	68,162,292	0.250000	2026/3/1	3.05
オーストラリア	国債証券	0.25 AUST GOVT 241121	800,000	7,954.35	63,634,809	7,973.21	63,785,723	0.250000	2024/11/21	2.86
カナダ	国債証券	2 CAN GOVT 230901	700,000	9,094.27	63,659,911	9,094.40	63,660,848	2.000000	2023/9/1	2.85
ノルウェー	国債証券	1.75 NORWE GOVT 250313	4,900,000	1,275.93	62,520,582	1,275.57	62,503,281	1.750000	2025/3/13	2.80
オーストラリア	国債証券	2.5 AUST GOVT 300521	700,000	8,633.70	60,435,937	8,672.56	60,707,922	2.500000	2030/5/21	2.72
カナダ	国債証券	0.5 CAN GOVT 301201	700,000	8,087.85	56,615,003	8,125.52	56,878,677	0.500000	2030/12/1	2.55
オーストラリア	国債証券	1 AUST GOVT 311121	700,000	7,513.13	52,591,967	7,579.09	53,053,662	1.000000	2031/11/21	2.38
ニュージーランド	国債証券	3.5 NZ GOVT 330414	620,000	8,414.32	52,168,803	8,464.97	52,482,816	3.500000	2033/4/14	2.35
ニュージーランド	国債証券	1.5 NZ GOVT 310515	700,000	7,065.05	49,455,404	7,144.09	50,008,690	1.500000	2031/5/15	2.24
アメリカ	国債証券	4.5 T-BOND 380515	300,000	15,914.91	47,744,735	15,986.46	47,959,387	4.500000	2038/5/15	2.15
アメリカ	国債証券	0.75 T-NOTE 260331	400,000	11,240.12	44,960,482	11,199.23	44,796,938	0.750000	2026/3/31	2.01
ノルウェー	国債証券	1.25 NORWE GOVT 310917	3,500,000	1,225.56	42,894,806	1,222.79	42,797,709	1.250000	2031/9/17	1.92
ニュージーランド	国債証券	3 NZ GOVT 290420	500,000	8,036.22	40,181,101	8,089.01	40,445,087	3.000000	2029/4/20	1.81
ノルウェー	国債証券	1.75 NORWE GOVT 290906	3,000,000	1,279.47	38,384,398	1,276.95	38,308,549	1.750000	2029/9/6	1.72
オーストラリア	国債証券	4.75 AUST GOVT 270421	400,000	9,552.62	38,210,497	9,549.78	38,199,133	4.750000	2027/4/21	1.71
ニュージーランド	国債証券	2.75 NZ GOVT 370415	490,000	7,716.19	37,809,362	7,751.49	37,982,313	2.750000	2037/4/15	1.70

オーストラリア	国債証券	1.75 AUST GOVT 510621	520,000	6,783.49	35,274,169	7,067.03	36,748,597	1.750000	2051/6/21	1.65
ノルウェー	国債証券	1.375 NORWE GOVT 300819	2,900,000	1,242.79	36,041,127	1,240.42	35,972,377	1.375000	2030/8/19	1.61
ニュージーランド	国債証券	1.75 NZ GOVT 410515	550,000	6,473.58	35,604,733	6,503.85	35,771,191	1.750000	2041/5/15	1.60
オーストラリア	特殊債券	6.5 QUEENSLAND 330314	300,000	11,604.95	34,814,862	11,618.85	34,856,571	6.500000	2033/3/14	1.56
イギリス	国債証券	6 GILT 281207	160,000	20,666.71	33,066,739	20,711.42	33,138,275	6.000000	2028/12/7	1.48
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	300,000	11,020.57	33,061,739	11,025.46	33,076,404	1.125000	2031/2/15	1.48
ニュージーランド	国債証券	4.5 NZ GOVT 270415	380,000	8,602.79	32,690,632	8,641.15	32,836,386	4.500000	2027/4/15	1.47
カナダ	国債証券	5.75 CAN GOVT 290601	270,000	11,618.02	31,368,676	11,626.33	31,391,113	5.750000	2029/6/1	1.41

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年11月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	94.23
特殊債券	1.97
合計	96.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

好配当日本株マザーファンド

投資状況

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
株式	日本	705,725,170	98.18
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	13,111,279	1.82
純資産総額		718,836,449	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年11月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	24,500	2,034.86	49,854,277	2,001.00	49,024,500	6.82
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	13,600	2,420.43	32,917,917	2,287.00	31,103,200	4.33
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	6,900	3,236.44	22,331,443	3,125.00	21,562,500	3.00
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	300	56,600.00	16,980,000	59,840.00	17,952,000	2.50
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4,100	3,821.00	15,666,100	3,703.00	15,182,300	2.11
日本	株式	三協フロンテア	サービス業	3,000	5,400.00	16,200,000	5,020.00	15,060,000	2.10
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	9,500	1,513.03	14,373,799	1,562.50	14,843,750	2.06
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	24,400	638.71	15,584,580	601.40	14,674,160	2.04
日本	株式	オリックス	その他金融業	6,200	2,264.46	14,039,693	2,245.00	13,919,000	1.94
日本	株式	三菱商事	卸売業	4,100	3,530.00	14,473,000	3,391.00	13,903,100	1.93
日本	株式	タムロン	精密機器	5,400	2,667.00	14,401,800	2,523.00	13,624,200	1.90
日本	株式	ライト工業	建設業	6,600	2,044.66	13,494,785	2,025.00	13,365,000	1.86
日本	株式	ニコン	精密機器	11,100	1,195.00	13,264,500	1,177.00	13,064,700	1.82
日本	株式	A G C	ガラス・土石製品	2,300	5,860.00	13,478,000	5,550.00	12,765,000	1.78
日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	7,500	1,927.55	14,456,645	1,699.50	12,746,250	1.77
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	3,600	3,312.88	11,926,393	3,260.00	11,736,000	1.63
日本	株式	S B Iホールディングス	証券・商品先物取引業	4,000	2,898.00	11,592,000	2,924.00	11,696,000	1.63
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	2,000	5,981.00	11,962,000	5,708.00	11,416,000	1.59
日本	株式	三菱瓦斯化学	化学	5,800	2,195.00	12,731,000	1,889.00	10,956,200	1.52
日本	株式	リソー教育	サービス業	27,000	456.89	12,336,102	405.00	10,935,000	1.52
日本	株式	S U B A R U	輸送用機器	5,100	2,215.00	11,296,500	2,142.50	10,926,750	1.52
日本	株式	五洋建設	建設業	16,500	797.35	13,156,314	651.00	10,741,500	1.49
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	3,400	3,409.00	11,590,600	3,101.00	10,543,400	1.47
日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	2,300	5,088.00	11,702,400	4,194.00	9,646,200	1.34
日本	株式	丸紅	卸売業	9,300	1,018.74	9,474,367	1,017.50	9,462,750	1.32
日本	株式	アマダ	機械	8,700	1,173.48	10,209,285	1,063.00	9,248,100	1.29
日本	株式	エービーシー・マート	小売業	1,700	5,628.35	9,568,198	5,340.00	9,078,000	1.26
日本	株式	キリンホールディングス	食料品	4,900	2,016.50	9,880,850	1,817.00	8,903,300	1.24
日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	7,200	1,293.00	9,309,600	1,213.00	8,733,600	1.21
日本	株式	A D E K A	化学	3,600	2,565.30	9,235,110	2,411.00	8,679,600	1.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年11月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	鉱業	1.11
	建設業	5.90
	食料品	2.58
	化学	6.19
	医薬品	1.01
	ガラス・土石製品	2.74
	鉄鋼	1.77
	非鉄金属	3.42
	金属製品	3.26
	機械	2.20
	電気機器	6.38
	輸送用機器	9.81
	精密機器	3.71
	その他製品	0.70
	電気・ガス業	0.46
	陸運業	1.39
	倉庫・運輸関連業	1.04
	情報・通信業	6.55
	卸売業	7.83
	小売業	4.92
	銀行業	4.65
	証券、商品先物取引業	2.35
	保険業	5.92
	その他金融業	3.58
	不動産業	1.36
	サービス業	7.33
	小計	98.18
合計		98.18

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

Jリートマザーファンド２００５

投資状況

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資証券	日本	712,143,500	98.12
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	13,675,952	1.88
純資産総額		725,819,452	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年11月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	78	741,000	57,798,000	700,000	54,600,000	7.52
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	70	702,000	49,140,000	655,000	45,850,000	6.32
日本	投資証券	G L P 投資法人	220	187,100	41,162,000	180,300	39,666,000	5.46
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	105	383,500	40,267,500	369,500	38,797,500	5.35
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	220	169,500	37,290,000	161,400	35,508,000	4.89
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	100	325,000	32,500,000	323,500	32,350,000	4.46
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	320	103,500	33,120,000	97,800	31,296,000	4.31
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	125	187,900	23,487,500	180,500	22,562,500	3.11
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	60	368,000	22,080,000	348,500	20,910,000	2.88
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	130	142,400	18,512,000	144,600	18,798,000	2.59
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	90	210,500	18,945,000	202,800	18,252,000	2.51
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	40	420,000	16,800,000	404,500	16,180,000	2.23
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	270	67,800	18,306,000	58,600	15,822,000	2.18
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	105	156,951.84	16,479,944	150,400	15,792,000	2.18
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	27	595,000	16,065,000	583,000	15,741,000	2.17
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	400	43,950	17,580,000	38,050	15,220,000	2.10
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	22	719,998.72	15,839,972	689,000	15,158,000	2.09
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	80	191,800	15,344,000	187,200	14,976,000	2.06
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	24	634,932.91	15,238,390	620,000	14,880,000	2.05
日本	投資証券	アクティブア・プロパティーズ投資法人	30	463,500	13,905,000	432,000	12,960,000	1.79
日本	投資証券	日本リート投資法人	30	436,000	13,080,000	421,500	12,645,000	1.74

日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	150	85,700	12,855,000	82,500	12,375,000	1.70
日本	投資証券	イオンリート投資法人	80	156,300	12,504,000	152,000	12,160,000	1.68
日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	65	191,638.64	12,456,512	186,400	12,116,000	1.67
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	16	738,527	11,816,432	714,000	11,424,000	1.57
日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	20	493,000	9,860,000	473,000	9,460,000	1.30
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	30	337,500	10,125,000	314,000	9,420,000	1.30
日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	45	221,200	9,954,000	206,100	9,274,500	1.28
日本	投資証券	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	60	153,000	9,180,000	150,200	9,012,000	1.24
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	80	115,400	9,232,000	109,400	8,752,000	1.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年11月30日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	98.12
合計	98.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

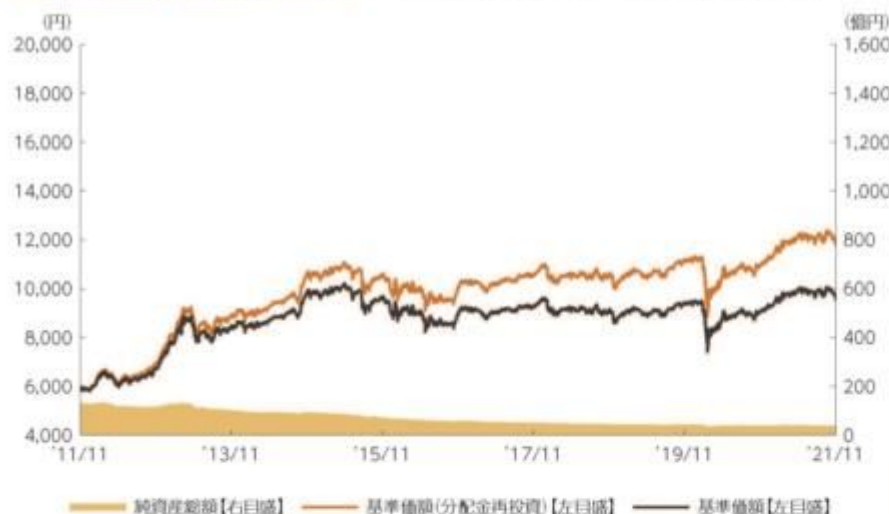
参考情報



運用実績

2021年11月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2011年11月30日～2021年11月30日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	9,573円
純資産総額	36.8億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年11月	15円
2021年10月	15円
2021年9月	15円
2021年8月	15円
2021年7月	15円
2021年6月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	4,890円

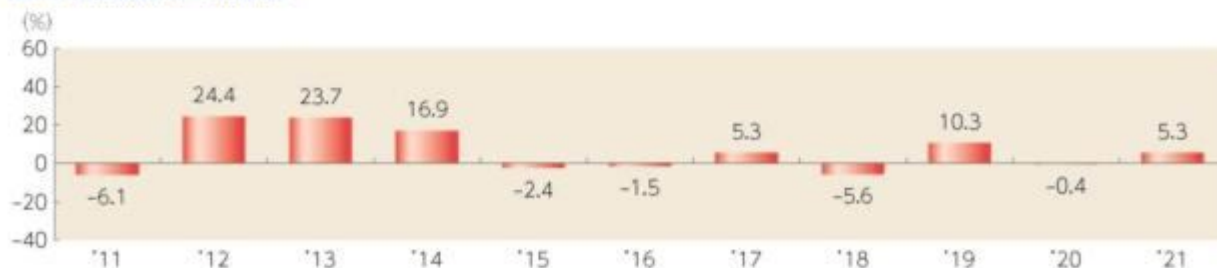
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	19.2%	1 円	39.5%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.3%
国内リート	19.3%	2 ニュージーランドドル	11.9%	第一生命ホールディングス	株式	保険業	日本	0.8%
外国債券	58.3%	3 ノルウェークローネ	11.8%	日本電信電話	株式	情報・通信業	日本	0.6%
		4 カナダドル	10.5%	東京エレクトロン	株式	電気機器	日本	0.5%
		5 オーストラリアドル	10.3%	4.25 GILT 461207	債券	国債	イギリス	5.1%
		6 イギリスポンド	8.2%	2.75 NZ GOVT 250415	債券	国債	ニュージーランド	3.9%
		7 アメリカドル	7.8%	2 NORWE GOVT 230524	債券	国債	ノルウェー	3.0%
コールローン他				日本ビルファンド投資法人	リート	—	日本	1.5%
(負債控除後)	3.2%			ジャパンリアルエステイト投資法人	リート	—	日本	1.2%
合計	100.0%			GLP投資法人	リート	—	日本	1.1%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2021年は年初から11月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

復活祭（Easter Day）に該当する日の前営業日および翌営業日

クリスマス（12月25日）および翌営業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×2.75%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

復活祭（Easter Day）に該当する日の前営業日および翌営業日

クリスマス（12月25日）および翌営業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2025年11月5日まで（2005年12月9日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎月６日から翌月５日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はそ

の権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和3年5月7日から令和3年11月5日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ ３資産分散ファンド（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 5月 6日現在]	当期 [令和 3年11月 5日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,571,726	10,808,626
親投資信託受益証券	3,943,035,183	3,824,474,664
未収入金	6,346,276	6,295,382
流動資産合計	3,959,953,185	3,841,578,672
資産合計	3,959,953,185	3,841,578,672
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,026,185	5,795,030
未払解約金	21,282	-
未払受託者報酬	220,879	215,764
未払委託者報酬	3,828,541	3,739,865
未払利息	2	10
その他未払費用	15,452	15,090
流動負債合計	10,112,341	9,765,759
負債合計	10,112,341	9,765,759
純資産の部		
元本等		
元本	4,017,457,117	3,863,353,652
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	67,616,273	31,540,739
（分配準備積立金）	304,751,470	295,084,620
元本等合計	3,949,840,844	3,831,812,913
純資産合計	3,949,840,844	3,831,812,913
負債純資産合計	3,959,953,185	3,841,578,672

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 2年11月 6日 至 令和 3年 5月 6日	当期 自 令和 3年 5月 7日 至 令和 3年11月 5日
営業収益		
受取利息	8	18
有価証券売買等損益	454,916,513	93,345,711
営業収益合計	454,916,521	93,345,729
営業費用		
支払利息	488	963
受託者報酬	1,286,771	1,290,647
委託者報酬	22,304,065	22,371,168
その他費用	90,013	90,279
営業費用合計	23,681,337	23,753,057
営業利益又は営業損失（ ）	431,235,184	69,592,672
経常利益又は経常損失（ ）	431,235,184	69,592,672
当期純利益又は当期純損失（ ）	431,235,184	69,592,672
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,744,131	63,778
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	477,628,710	67,616,273
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,379,568	1,903,141
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,379,568	1,903,141
剰余金減少額又は欠損金増加額	623,902	96,566
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	623,902	96,566
分配金	37,234,282	35,387,491
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	67,616,273	31,540,739

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年５月５日および１１月５日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 ３年 ５月 ７日から令和 ３年１１月 ５日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 ３年 ５月 ６日現在]	当期 [令和 ３年１１月 ５日現在]
１． 期首元本額	4,294,059,467円	4,017,457,117円
期中追加設定元本額	8,809,787円	8,719,975円
期中一部解約元本額	285,412,137円	162,823,440円
２． 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	67,616,273円	31,540,739円
３． 受益権の総数	4,017,457,117口	3,863,353,652口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 2年11月 6日 至 令和 3年 5月 6日	当期 自 令和 3年 5月 7日 至 令和 3年11月 5日																														
1. 分配金の計算過程 第178期 令和 2年11月 6日 令和 2年12月 7日	1. 分配金の計算過程 第184期 令和 3年 5月 7日 令和 3年 6月 7日																														
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,217,111円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>73,972,367円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>305,372,146円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,217,111円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	73,972,367円	分配準備積立金額	D	305,372,146円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,903,825円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>69,851,997円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>302,484,213円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,903,825円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	69,851,997円	分配準備積立金額	D	302,484,213円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	7,217,111円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	73,972,367円																													
分配準備積立金額	D	305,372,146円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	6,903,825円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	69,851,997円																													
分配準備積立金額	D	302,484,213円																													

前期 自 令和 2年11月 6日 至 令和 3年 5月 6日			当期 自 令和 3年 5月 7日 至 令和 3年11月 5日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	386,561,624円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	379,240,035円
当ファンドの期末残存口数	F	4,263,343,481口	当ファンドの期末残存口数	F	3,989,041,438口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	906円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	950円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,395,015円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,983,562円
第179期 令和 2年12月 8日 令和 3年 1月 5日			第185期 令和 3年 6月 8日 令和 3年 7月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,372,879円	費用控除後の配当等収益額	A	4,849,935円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	73,431,808円	収益調整金額	C	69,723,899円
分配準備積立金額	D	303,377,906円	分配準備積立金額	D	302,288,131円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	384,182,593円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	376,861,965円
当ファンドの期末残存口数	F	4,225,670,094口	当ファンドの期末残存口数	F	3,975,720,896口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	909円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	947円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,338,505円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,963,581円
第180期 令和 3年 1月 6日 令和 3年 2月 5日			第186期 令和 3年 7月 6日 令和 3年 8月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,061,390円	費用控除後の配当等収益額	A	3,064,253円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	72,103,012円	収益調整金額	C	69,387,413円
分配準備積立金額	D	298,355,246円	分配準備積立金額	D	299,168,268円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	378,519,648円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	371,619,934円
当ファンドの期末残存口数	F	4,143,040,701口	当ファンドの期末残存口数	F	3,950,585,731口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	913円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	940円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,214,561円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,925,878円
第181期 令和 3年 2月 6日 令和 3年 3月 5日			第187期 令和 3年 8月 6日 令和 3年 9月 6日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,449,751円	費用控除後の配当等収益額	A	7,948,652円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	71,521,890円	収益調整金額	C	68,993,586円

前期 自 令和 2年11月 6日 至 令和 3年 5月 6日			当期 自 令和 3年 5月 7日 至 令和 3年11月 5日		
分配準備積立金額	D	297,237,322円	分配準備積立金額	D	293,985,886円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	378,208,963円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	370,928,124円
当ファンドの期末残存口数	F	4,103,547,266口	当ファンドの期末残存口数	F	3,921,227,560口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	921円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	945円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,155,320円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,881,841円
第182期 令和 3年 3月 6日 令和 3年 4月 5日			第188期 令和 3年 9月 7日 令和 3年10月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,079,738円	費用控除後の配当等収益額	A	10,028,454円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	71,043,060円	収益調整金額	C	68,594,993円
分配準備積立金額	D	297,956,872円	分配準備積立金額	D	293,710,681円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	387,079,670円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	372,334,128円
当ファンドの期末残存口数	F	4,069,797,684口	当ファンドの期末残存口数	F	3,891,732,985口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	951円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	956円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,104,696円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,837,599円
第183期 令和 3年 4月 6日 令和 3年 5月 6日			第189期 令和 3年10月 6日 令和 3年11月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,935,304円	費用控除後の配当等収益額	A	5,255,835円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	70,234,687円	収益調整金額	C	68,201,685円
分配準備積立金額	D	305,842,351円	分配準備積立金額	D	295,623,815円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	381,012,342円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	369,081,335円
当ファンドの期末残存口数	F	4,017,457,117口	当ファンドの期末残存口数	F	3,863,353,652口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	948円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	955円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,026,185円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,795,030円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年11月 6日 至 令和 3年 5月 6日	当期 自 令和 3年 5月 7日 至 令和 3年11月 5日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年 5月 6日現在]	当期 [令和 3年11月 5日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

区分	前期 [令和 3年 5月 6日現在]	当期 [令和 3年11月 5日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3年 5月 6日現在]	当期 [令和 3年11月 5日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	20,991,027	93,642,252
合計	20,991,027	93,642,252

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 3年 5月 6日現在]	当期 [令和 3年11月 5日現在]
1口当たり純資産額	0.9832円	0.9918円
(1万口当たり純資産額)	(9,832円)	(9,918円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	高金利高格付債券マザーファンド	1,311,924,713	2,303,870,988	
	好配当日本株マザーファンド	383,131,193	763,695,407	
	Jリートマザーファンド２００５	246,061,009	756,908,269	
合 計		1,941,116,915	3,824,474,664	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

高金利高格付債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年11月 5日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	87,947,546
コール・ローン	5,761,039
国債証券	2,155,442,918
特殊債券	45,551,763
未収利息	13,161,343
前払費用	984,246
流動資産合計	2,308,848,855
資産合計	2,308,848,855
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,941,790

[令和 3年11月 5日現在]

未払利息	5
流動負債合計	4,941,795
負債合計	4,941,795
純資産の部	
元本等	
元本	1,311,924,713
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	991,982,347
元本等合計	2,303,907,060
純資産合計	2,303,907,060
負債純資産合計	2,308,848,855

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年11月 5日現在]
1. 期首	令和 3年 5月 7日
期首元本額	1,362,774,342円
期中追加設定元本額	374,264円
期中一部解約元本額	51,223,893円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ 3 資産分散ファンド（毎月決算型）	1,311,924,713円
合計	1,311,924,713円
2. 受益権の総数	1,311,924,713口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 5月 7日 至 令和 3年11月 5日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年11月 5日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 3年11月 5日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	127,416,582
特殊債券	5,061,087

合計	132,477,669
----	-------------

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 3年11月 5日現在]
1口当たり純資産額	1.7561円
(1万口当たり純資産額)	(17,561円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	0.375 T-NOTE 251130	200,000.00	195,242.18	
		0.5 T-NOTE 270430	100,000.00	96,335.93	
		0.75 T-NOTE 260331	400,000.00	395,187.50	
		1.125 T-NOTE 310215	300,000.00	290,601.56	
		1.25 T-NOTE 280630	200,000.00	198,726.56	
		1.875 T-BOND 510215	230,000.00	225,121.48	
		2.75 T-NOTE 240215	610,000.00	640,952.73	
		4.5 T-BOND 380515	300,000.00	419,660.15	
アメリカドル合計			2,340,000.00	2,461,828.09 (280,106,800)	

カナダドル	国債証券	0.25 CAN GOVT 230501	200,000.00	198,262.80	
		0.25 CAN GOVT 260301	800,000.00	763,746.40	
		0.5 CAN GOVT 301201	700,000.00	634,270.70	
		1 CAN GOVT 260901	300,000.00	294,501.90	
		2 CAN GOVT 230901	700,000.00	713,196.40	
		2 CAN GOVT 511201	270,000.00	269,055.81	
		4 CAN GOVT 410601	600,000.00	800,533.80	
		5.75 CAN GOVT 290601	270,000.00	351,430.38	
		8 CAN GOVT 230601	200,000.00	222,183.60	
カナダドル合計			4,040,000.00	4,247,181.79 (387,980,056)	
オーストラリアドル	国債証券	0.25 AUST GOVT 241121	800,000.00	782,812.27	
		0.5 AUST GOVT 260921	400,000.00	383,854.34	
		1 AUST GOVT 311121	700,000.00	646,967.24	
		1.5 AUST GOVT 310621	200,000.00	194,766.95	
		1.75 AUST GOVT 510621	520,000.00	433,929.99	
		2.5 AUST GOVT 300521	700,000.00	743,460.90	
		2.75 AUST GOVT 240421	200,000.00	210,133.40	
		4.75 AUST GOVT 270421	400,000.00	470,051.64	
	国債証券 小計		3,920,000.00	3,865,976.73 (325,592,560)	
	特殊債券	5.75 QUEENSLAND 240722	100,000.00	112,586.59	
		6.5 QUEENSLAND 330314	300,000.00	428,279.76	
	特殊債券 小計		400,000.00	540,866.35 (45,551,763)	
オーストラリアドル合計			4,320,000.00	4,406,843.08 (371,144,323)	
イギリスポンド	国債証券	0.125 GILT 260130	100,000.00	98,195.00	
		0.625 GILT 250607	100,000.00	100,474.68	
		1.75 GILT 220907	20,000.00	20,250.56	
		4.25 GILT 360307	100,000.00	141,825.00	
		4.25 GILT 461207	720,000.00	1,198,252.80	
		4.75 GILT 301207	100,000.00	133,971.40	
		6 GILT 281207	160,000.00	218,175.90	
イギリスポンド合計			1,300,000.00	1,911,145.34 (293,456,366)	
ニュージーランドドル	国債証券	0.5 NZ GOVT 260515	300,000.00	277,034.44	
		1.5 NZ GOVT 310515	700,000.00	637,887.32	
		1.75 NZ GOVT 410515	550,000.00	459,238.14	
		2.75 NZ GOVT 250415	1,800,000.00	1,832,800.50	
		2.75 NZ GOVT 370415	490,000.00	487,673.96	
		3 NZ GOVT 290420	500,000.00	518,265.20	

		3.5 NZ GOVT 330414	620,000.00	672,885.38	
		4.5 NZ GOVT 270415	380,000.00	421,651.38	
ニュージーランドドル合計			5,340,000.00	5,307,436.32 (428,947,003)	
ノルウェークローネ	国債証券	1.25 NORWE GOVT 310917	3,500,000.00	3,401,650.00	
		1.375 NORWE GOVT 300819	2,900,000.00	2,858,138.50	
		1.75 NORWE GOVT 250313	4,900,000.00	4,958,016.00	
		1.75 NORWE GOVT 270217	2,200,000.00	2,229,777.00	
		1.75 NORWE GOVT 290906	3,000,000.00	3,043,965.00	
		2 NORWE GOVT 230524	8,700,000.00	8,815,275.00	
		2 NORWE GOVT 280426	7,500,000.00	7,727,775.00	
ノルウェークローネ合計			32,700,000.00	33,034,596.50 (439,360,133)	
合計				2,200,994,681 (2,200,994,681)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	8銘柄	100.00%	12.73%
カナダドル	国債証券	9銘柄	100.00%	17.63%
オーストラリアドル	国債証券	8銘柄	87.73%	14.79%
	特殊債券	2銘柄	12.27%	2.07%
イギリスポンド	国債証券	7銘柄	100.00%	13.33%
ニュージーランドドル	国債証券	8銘柄	100.00%	19.49%
ノルウェークローネ	国債証券	7銘柄	100.00%	19.96%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

好配当日本株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年11月 5日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,440,512
株式	747,161,410
未収入金	1,533,714
未収配当金	9,313,300
流動資産合計	766,448,936
資産合計	766,448,936
負債の部	
流動負債	
未払金	1,385,596
未払解約金	1,353,592
未払利息	8
流動負債合計	2,739,196
負債合計	2,739,196
純資産の部	
元本等	
元本	383,131,193
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	380,578,547
元本等合計	763,709,740
純資産合計	763,709,740
負債純資産合計	766,448,936

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年11月 5日現在]
1. 期首	令和 3年 5月 7日
期首元本額	414,245,097円
期中追加設定元本額	299,021円
期中一部解約元本額	31,412,925円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ 3 資産分散ファンド（毎月決算型）	383,131,193円
合計	383,131,193円

	[令和 3年11月 5日現在]
2. 受益権の総数	383,131,193口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 5月 7日 至 令和 3年11月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年11月 5日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 3年11月 5日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	107,630,659
合計	107,630,659

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 3年11月 5日現在]
1口当たり純資産額	1.9933円
(1万口当たり純資産額)	(19,933円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表
(1) 株式

（単位：円）

	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1605	I N P E X	8,400	946.00	7,946,400	
1893	五洋建設	16,300	798.00	13,007,400	
1926	ライト工業	6,500	2,046.00	13,299,000	
1928	積水ハウス	3,200	2,425.00	7,760,000	
1951	エクシオグループ	2,300	2,694.00	6,196,200	
6379	レイズネクスト	5,100	1,230.00	6,273,000	
2502	アサヒグループホールディングス	2,300	5,088.00	11,702,400	
2503	麒麟ホールディングス	4,900	2,016.50	9,880,850	
3407	旭化成	5,700	1,148.50	6,546,450	

4061	デンカ	1,300	3,780.00	4,914,000	
4182	三菱瓦斯化学	5,800	2,195.00	12,731,000	
4206	アイカ工業	1,900	3,470.00	6,593,000	
4401	A D E K A	3,500	2,568.00	8,988,000	
4928	ノエビアホールディングス	800	5,760.00	4,608,000	
5208	有沢製作所	4,700	963.00	4,526,100	
4502	武田薬品工業	2,900	3,244.00	9,407,600	
5201	A G C	2,300	5,860.00	13,478,000	
5393	ニチアス	2,800	2,820.00	7,896,000	
5401	日本製鉄	7,400	1,928.00	14,267,200	
5713	住友金属鉱山	2,000	4,391.00	8,782,000	
5801	古河電気工業	2,700	2,519.00	6,801,300	
5802	住友電気工業	3,900	1,516.00	5,912,400	
5857	アサヒホールディングス	1,900	2,084.00	3,959,600	
3447	信和	8,100	727.00	5,888,700	
5929	三和ホールディングス	7,200	1,293.00	9,309,600	
5938	L I X I L	3,100	2,924.00	9,064,400	
6113	アマダ	8,600	1,174.00	10,096,400	
7011	三菱重工業	3,600	2,864.00	10,310,400	
6592	マブチモーター	1,900	3,845.00	7,305,500	
6670	M C J	9,200	1,234.00	11,352,800	
6859	エスベック	3,200	2,314.00	7,404,800	
7752	リコー	5,100	1,053.00	5,370,300	
8035	東京エレクトロン	300	56,600.00	16,980,000	
7203	トヨタ自動車	24,300	2,035.00	49,450,500	
7267	本田技研工業	3,400	3,409.00	11,590,600	
7270	S U B A R U	5,100	2,215.00	11,296,500	
7731	ニコン	11,100	1,195.00	13,264,500	
7740	タムロン	5,400	2,667.00	14,401,800	
7974	任天堂	100	50,640.00	5,064,000	
9502	中部電力	2,900	1,142.00	3,311,800	
9062	日本通運	700	7,180.00	5,026,000	
9069	センコーグループホールディングス	5,900	1,005.00	5,929,500	
9303	住友倉庫	4,200	1,855.00	7,791,000	
4298	プロトコーポレーション	3,100	1,362.00	4,222,200	
4423	アルテリア・ネットワークス	4,400	1,649.00	7,255,600	
9432	日本電信電話	6,800	3,236.00	22,004,800	
9434	ソフトバンク	9,400	1,513.00	14,222,200	
2715	エレマテック	4,900	1,118.00	5,478,200	
3167	T O K A Iホールディングス	5,800	879.00	5,098,200	
3543	コメダホールディングス	3,500	2,074.00	7,259,000	
8001	伊藤忠商事	2,400	3,266.00	7,838,400	

8002	丸紅	8,500	1,018.50	8,657,250	
8058	三菱商事	4,600	3,530.00	16,238,000	
9934	因幡電機産業	1,900	2,743.00	5,211,700	
2670	エービーシー・マート	1,500	5,630.00	8,445,000	
2685	アダストリア	3,200	2,156.00	6,899,200	
3086	Ｊ．フロント リテイリング	5,200	1,097.00	5,704,400	
8174	日本瓦斯	5,500	1,405.00	7,727,500	
8252	丸井グループ	3,700	2,321.00	8,587,700	
8306	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	20,600	636.80	13,118,080	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	4,600	3,821.00	17,576,600	
8367	南都銀行	2,000	1,979.00	3,958,000	
8473	ＳＢＩホールディングス	4,200	2,898.00	12,171,600	
8604	野村ホールディングス	11,600	516.30	5,989,080	
8750	第一生命ホールディングス	13,400	2,420.50	32,434,700	
8766	東京海上ホールディングス	2,000	5,981.00	11,962,000	
8570	イオンフィナンシャルサービス	4,900	1,430.00	7,007,000	
8591	オリックス	5,600	2,257.50	12,642,000	
8593	三菱ＨＣキャピタル	10,800	571.00	6,166,800	
2353	日本駐車場開発	24,200	145.00	3,509,000	
3231	野村不動産ホールディングス	2,600	2,716.00	7,061,600	
4714	リソー教育	26,700	457.00	12,201,900	
6178	日本郵政	9,000	845.30	7,607,700	
6183	ベルシステム２４ホールディングス	4,200	1,436.00	6,031,200	
9639	三協フロンテア	3,000	5,400.00	16,200,000	
9743	丹青社	7,100	918.00	6,517,800	
9744	メイテック	1,200	7,060.00	8,472,000	
合 計		444,100		747,161,410	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

貸借対照表

（単位：円）

[令和 3年11月 5日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,083,317
投資証券	743,119,000
未収配当金	6,693,948
流動資産合計	756,896,265
資産合計	756,896,265
負債の部	
流動負債	
未払利息	6
流動負債合計	6
負債合計	6
純資産の部	
元本等	
元本	246,061,009
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	510,835,250
元本等合計	756,896,259
純資産合計	756,896,259
負債純資産合計	756,896,265

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年11月 5日現在]
1. 期首	令和 3年 5月 7日
期首元本額	265,951,495円
期中追加設定元本額	283,496円
期中一部解約元本額	20,173,982円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ 3 資産分散ファンド（毎月決算型）	246,061,009円
合計	246,061,009円
2. 受益権の総数	246,061,009口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 5月 7日 至 令和 3年11月 5日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年11月 5日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 3年11月 5日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	132,422,878

合計	132,422,878
----	-------------

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 3年11月 5日現在]
1口当たり純資産額	3.0761円
(1万口当たり純資産額)	(30,761円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	40	5,612,000	
	サンケイリアルエステート投資法人	20	2,488,000	
	S O S i L A 物流リート投資法人	40	6,880,000	
	日本アコモデーションファンド投資法人	22	13,970,000	
	森ヒルズリート投資法人	90	14,157,000	
	産業ファンド投資法人	90	18,945,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	60	22,080,000	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	45	9,954,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	30	13,905,000	
	G L P 投資法人	220	41,162,000	

コンフォリア・レジデンシャル投資法人	27	8,869,500	
日本プロロジスリート投資法人	105	40,267,500	
星野リゾート・リート投資法人	12	8,964,000	
Oneリート投資法人	10	3,025,000	
イオンリート投資法人	80	12,504,000	
ヒューリックリート投資法人	40	6,960,000	
日本リート投資法人	30	13,080,000	
積水ハウス・リート投資法人	150	12,855,000	
ケネディクス商業リート投資法人	20	5,858,000	
ヘルスケア&メディカル投資法人	10	1,615,000	
野村不動産マスターファンド投資法人	220	37,290,000	
ラサールロジポート投資法人	80	15,344,000	
スターアジア不動産投資法人	80	4,864,000	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	27	16,065,000	
投資法人みらい	40	2,068,000	
森トラスト・ホテルリート投資法人	20	2,842,000	
三菱地所物流リート投資法人	20	9,860,000	
CREロジスティクスファンド投資法人	40	8,772,000	
ザイマックス・リート投資法人	40	4,652,000	
伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人	20	3,266,000	
日本ビルファンド投資法人	78	57,798,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	70	49,140,000	
日本都市ファンド投資法人	330	34,155,000	
オリックス不動産投資法人	125	23,487,500	
日本プライムリアルティ投資法人	40	16,800,000	
NTT都市開発リート投資法人	60	9,180,000	
東急リアル・エステート投資法人	60	11,502,000	
グローバル・ワン不動産投資法人	30	3,585,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人	130	18,512,000	
森トラスト総合リート投資法人	40	5,888,000	
インヴィンシブル投資法人	400	17,580,000	
フロンティア不動産投資法人	5	2,595,000	
平和不動産リート投資法人	60	9,618,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人	30	10,125,000	
福岡リート投資法人	50	8,500,000	
ケネディクス・オフィス投資法人	20	14,420,000	
いちごオフィスリート投資法人	40	3,436,000	
大和証券オフィス投資法人	15	11,085,000	
阪急阪神リート投資法人	5	846,500	
大和ハウスリート投資法人	100	32,500,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	270	18,306,000	
大和証券リビング投資法人	90	10,386,000	

	ジャパンエクセレント投資法人	40	5,500,000	
	合計	3,816	743,119,000	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ ３資産分散ファンド（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	3,688,283,625
負債総額	5,048,278
純資産総額（ - ）	3,683,235,347
発行済口数	3,847,671,286口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.9573
（10,000口当たり）	（9,573）

（参考）

高金利高格付債券マザーファンド

純資産額計算書

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	2,233,268,146
負債総額	1,720,185
純資産総額（ - ）	2,231,547,961
発行済口数	1,301,430,889口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.7147
（10,000口当たり）	（17,147）

好配当日本株マザーファンド

純資産額計算書

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	720,788,273
負債総額	1,951,824
純資産総額（ - ）	718,836,449
発行済口数	382,733,279口

1口当たり純資産価額（ / ）	1.8782
（ 10,000口当たり ）	（ 18,782 ）

Jリートマザーファンド2005

純資産額計算書

令和 3年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	726,608,005
負債総額	788,553
純資産総額（ - ）	725,819,452
発行済口数	246,352,904口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.9463
（ 10,000口当たり ）	（ 29,463 ）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2021年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年11月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	883	18,682,731
追加型公社債投資信託	16	1,396,838
単位型株式投資信託	85	369,615
単位型公社債投資信託	50	193,879
合 計	1,034	20,643,063

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978

固定資産

有形固定資産

建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705

無形固定資産

電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184

投資その他の資産

投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417

固定資産合計

27,563,734 29,580,307

資産合計

97,802,752 103,463,286

(単位：千円)

第35期
(令和2年3月31日現在)第36期
(令和3年3月31日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		687,565		533,622
未払金				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027

賞与引当金	933,517	933,381
役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		

支払手数料	2	27,106,451	2	26,689,896
広告宣伝費		696,418		668,150
公告費		1,000		250
調査費				
調査費		1,857,271		2,077,942
委託調査費		11,579,175		12,035,954
事務委託費		847,769		798,528
営業雑経費				
通信費		153,731		296,490
印刷費		427,118		378,180
協会費		52,053		51,841
諸会費		15,990		16,613
事務機器関連費		1,953,926		1,977,769
その他営業雑経費		-		8,391
営業費用合計		44,690,907		45,000,009
一般管理費				
給料				
役員報酬		331,987		352,879
給料・手当		6,611,427		6,461,546
賞与引当金繰入		933,517		933,381
役員賞与引当金繰入		124,590		160,710
福利厚生費		1,276,950		1,272,568
交際費		11,871		2,721
旅費交通費		165,891		22,768
租税公課		360,165		402,939
不動産賃借料		647,402		666,331
退職給付費用		422,919		481,135
役員退職慰労引当金繰入		48,183		11,763
固定資産減価償却費		1,307,555		1,358,911
諸経費		427,212		413,538
一般管理費合計		12,669,674		12,541,193
営業利益		13,008,076		12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	90,965	170,807
受取利息	2 4,169	2 2,726
投資有価証券償還益	585,179	81,557
収益分配金等時効完成分	101,734	275,835
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	19,987	12,504
営業外収益合計	867,845	609,239
営業外費用		
投資有価証券償還損	96,379	95,946
時効後支払損引当金繰入	-	16,395
事務過誤費	3,483	-
賃貸関連費用	20,339	13,472
その他	1,920	2,932

営業外費用合計		122,122		128,747
経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		-
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

（３）【株主資本等変動計算書】

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		

当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権

等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
--	--------------------------------------	-------------------------------------

器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超	—	709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-

資産計	90,907,057	90,907,057	-
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398

合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398
----	------------	-----------	-----------	--------

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期（令和2年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期（令和3年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
----	---------	-------------	-------------

株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388

未認識数理計算上の差異	203,136	161,333
未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る 退職給付費用	269,848	329,255

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095～0.52%	0.051～0.59%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		

減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,234,629 千円 583,270 千円	未払手数料 未払費用	712,210 千円 302,681 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,128,270 千円 523,327 千円	未払手数料 未払費用	772,495 千円 290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
							取引銀行 コーラブル預金の払戻（注2）	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入（注2）	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息（注2）	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
１株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
１株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		48,742,270
有価証券		1,291,000
前払費用		682,143
未収入金		166,605
未収委託者報酬		15,228,560
未収収益		694,402
金銭の信託		5,301,000
その他		226,759
流動資産合計		72,332,741
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	527,772
器具備品	1	1,371,778
土地		628,433
有形固定資産合計		2,527,984
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,217,271
ソフトウェア仮勘定		1,478,970
無形固定資産合計		5,712,064
投資その他の資産		

投資有価証券		14,943,458
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	813,041
長期差入保証金		531,230
前払年金費用		224,272
繰延税金資産		733,199
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		17,586,969
固定資産合計		25,827,017
資産合計		98,159,759

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(令和3年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		663,405
未払金		
未払収益分配金		187,200
未払償還金		7,418
未払手数料		6,029,978
その他未払金		2,623,176
未払費用		5,348,002
未払消費税等	2	757,223
未払法人税等		702,806
賞与引当金		924,214
役員賞与引当金		65,985
その他		5,517
流動負債合計		17,314,927

固定負債

長期未払金		10,800
退職給付引当金		1,204,214
役員退職慰労引当金		117,938
時効後支払損引当金		256,262
固定負債合計		1,589,215

負債合計

18,904,143

(純資産の部)

株主資本

資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712

利益剰余金

利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		23,330,110

利益剰余金合計 30,670,700

株主資本合計 77,403,544

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(令和3年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,852,071
評価・換算差額等合計	1,852,071
純資産合計	79,255,616
負債純資産合計	98,159,759

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	39,061,243
投資顧問料	1,319,230
その他営業収益	7,249
営業収益合計	40,387,723
営業費用	
支払手数料	15,372,436
広告宣伝費	277,284
公告費	250
調査費	
調査費	1,187,915
委託調査費	7,042,637
事務委託費	653,911
営業雑経費	
通信費	75,781
印刷費	194,857
協会費	25,068
諸会費	9,036
事務機器関連費	1,066,190
その他営業雑経費	649
営業費用合計	25,906,022
一般管理費	
給料	
役員報酬	202,454
給料・手当	2,828,313
賞与引当金繰入	924,214
役員賞与引当金繰入	65,985
福利厚生費	637,293
交際費	2,635
旅費交通費	12,678
租税公課	232,446
不動産賃借料	364,289
退職給付費用	195,737
固定資産減価償却費	969,675
諸経費	193,083
一般管理費合計	6,628,807
営業利益	7,852,893

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日)

営業外収益		
受取配当金		203,195
受取利息		2,567
投資有価証券償還益		753,216
収益分配金等時効完成分		136,491
受取賃貸料		32,904
その他		4,621
営業外収益合計		1,132,996
営業外費用		
投資有価証券償還損		62
時効後支払損引当金繰入		21,921
事務過誤費		66,316
賃貸関連費用	1	7,921
その他		7,123
営業外費用合計		103,345
経常利益		8,882,544
特別利益		
投資有価証券売却益		522,323
特別利益合計		522,323
特別損失		
投資有価証券売却損		8,073
投資有価証券評価損		36,558
固定資産除却損		7,408
特別損失合計		52,039
税引前中間純利益		9,352,828
法人税、住民税及び事業税		2,700,962
法人税等調整額		172,220
法人税等合計		2,873,183
中間純利益		6,479,644

(3)中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更 による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残 高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当中間期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
中間純利益							6,479,644	6,479,644	6,479,644
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額合 計	—	—	—	—	—	—	3,621,178	3,621,178	3,621,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	23,330,110	30,670,700	77,403,544

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当中間期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
中間純利益			6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	449,534	449,534	449,534
当中間期変動額合計	449,534	449,534	4,070,713
当中間期末残高	1,852,071	1,852,071	79,255,616

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用
令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的影響額に従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債のその他は588,191千円減少、繰延税金資産は180,104千円減少、繰越利益剰余金は408,087千円増加しております。

当中間会計期間の中間損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ97,433千円減少しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

1 減価償却累計額

第37期中間会計期間 （令和3年9月30日現在）	
建物	661,109千円
器具備品	1,743,773千円
投資不動産	154,845千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

第37期中間会計期間 （自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）	
有形固定資産	241,452千円
無形固定資産	728,222千円
投資不動産	3,012千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

（リース取引関係）

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 709,808千円

1年超	354,904千円
合 計	1,064,712千円

（金融商品関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,291,000	1,291,000	-
(2) 金銭の信託	5,301,000	5,301,000	-
(3) 投資有価証券	14,912,098	14,912,098	-
資産計	21,504,098	21,504,098	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、中間財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 有価証券 1,291,000千円、投資有価証券14,912,098千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	5,301,000	-	5,301,000
資産計	-	5,301,000	-	5,301,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,010,889	15,246,038	2,764,851
	小 計	18,010,889	15,246,038	2,764,851
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,493,209	3,588,600	95,390
	小 計	3,493,209	3,588,600	95,390
合 計		21,504,098	18,834,638	2,669,460

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額5,301,000千円、取得価額5,300,000千円）を含めております。
非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	374,587.58円
純資産の部の合計額(千円)	79,255,616
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	79,255,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	30,624.88円
中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり中間純利益金額は319.49円減少しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2021年３月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (2021年３月末現在)	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年11月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年 6月21日	臨時報告書
2021年 8月 5日	有価証券届出書の訂正届出書
2021年 8月 5日	有価証券報告書
2021年 9月21日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和３年12月８日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

和田 渉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ３資産分散ファンド（毎月決算型）の令和３年５月７日から令和３年11月５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ３資産分散ファンド（毎月決算型）の令和３年11月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月3日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青 木 裕 晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊 藤 鉄 也 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。